

10月12日(月) (体育の日)

市役所サービスを一時停止します

10月12日(月・祝)に、市役所庁舎で電気設備点検を行います。

点検中は停電となるため、通常閉庁時に行っている次のサービスを一時停止します。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■ 10月12日(月・祝) 午前8時
30分〜午後7時

停止するサービス

- 住民票・印鑑登録・戸籍証明書(全部事項証明・個人事項証明) 自動交付機のサービス
- 羽村市公式サイト閲覧
- 市あてのメールの受信
- 市からのメールの送信
- 羽村市メール配信サービスの配信

※点検中は、市役所への電話がつながらにくくなります。

※住民情報システム停止のため、10月3日(土)・4日(日)は閉庁し、自動交付機も停止します。

問合せ

■ 電気設備点検：契約管財課管財係 ③96

■ 自動交付機：市民課受付係 ①22

■ メール送受信：情報管理課情報管理係 ⑤12

■ 羽村市公式サイト閲覧・羽村市メール配信サービスの配信：広報広聴課 広報係 ③37



▲自動交付機のサービスは停止します

チャイム放送時刻の変更

10月1日(木)から、防災行政無線によるチャイムの放送時刻を午後4時30分に変更します。

毎日鳴らしているチャイムは、防災行政無線の動作確認のための試験放送が主な目的ですが、子どもたちの帰宅

時間の目安としても利用できるような放送しています。

放送時刻

○10〜3月 午後4時30分

○4〜9月 午後5時30分

問合せ 防災安全課防災係 ②207

ごみの減量・リサイクルの推進にご協力を

(平成26年度)ごみ処理経費報告

平成26年度に市内から収集したごみ1万6810トンの処理経費は次のとおりです。

ごみ処理経費合計

9億7268万947円(前年度比75万5128円減)

1人あたり処理原価

1万7242円(前年度比83円増)

1世帯あたり処理原価

3万8620円(前年度比199円減)

ごみ処理経費の約4割を占めているのが西多摩衛生組合(焼却施設)と東京たま広域資源循環組合(最終処分場)への負担金です。

この負担金は、各市から持ち込まれるごみの重量により算定されるため、ごみの重量を減らすことで、ごみ処理経費を削減することができます。

今後、ごみの減量・リサイクルの推進にご協力をお願いします。

問合せ 生活環境課生活環境係 ②204

子育てボランティア「アップル」に入りませんか

子育てボランティア「アップル」は、市の子育て支援事業を手伝っていただく団体で、主に市内の児童館で活動しています。

興味のある方は気軽に参加してください。楽しく活動しましょう。

応募資格 市内在住・在勤、または羽村市に隣接する自治体在住の方で、子育て支援に理解と関心のある方
主な活動内容

- 毎月1回、各児童館で行っている「おしゃべり場」の運営サポート
- 市が行う子育て支援事業のサポート



▲子育てボランティア「アップル」の活動の様子

- 市民サークル活動のサポート
- メンバー同士で集まる連絡会など

※活動は無償で行っていただきます。
申込み・問合せ 直接、市役所2階子ども家庭支援センターへ ☎ 55781

2882(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分〜午後5時)

※申込時に、印鑑・写真(スナップ写真可)を持参してください。

※申込みは随時受け付けています。

犬の登録と狂犬病予防注射を忘れずに！

■ 犬を飼い始めた日、または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

■ 狂犬病予防注射は、必ず毎年4〜6月に接種し注射済票の交付を受けなければなりません。（生後91日以上の子犬を飼い始めた最初の年は30日以内に接種）

※この期間に手続きのなかった方へは、催告書を送付しますので、ただ

ちに注射済票の交付を受けてください。

■ 犬を取得、または注射をしたらすぐに市へ申請してください。

※登録・注射、鑑札と注射済票の装着をしないなど、違反した場合は20万円以下の罰金が課せられます。

※鑑札や注射済票を紛失などした方は、再発行手続きをしてください。

問合せ 環境保全課環境保全係内 226

犬を飼うときはルールを守ろう 法令により次のことなどが定められています



ふんの始末は飼い主の責任です！
必ず家まで持ち帰りましょう。
公共の場所や他人の土地などを汚さないようにしましょう。

マイナンバーニュースNo.5



マイナンバーがはじまります

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が、平成27年10月5日から施行されます。

これに伴い、日本国内の市区町村に住民登録のあるすべての方に12桁の番号が指定されます。

「通知カード」を送付します

通知カードは、市民の皆さんにマイナンバーを通知するもので、10月以降、住民票を有するすべての方に対し地方公共団体情報システム機構（略称：J-LIS）から簡易書留で郵送されます。

通知カードは紙製のカードで、個人番号のほか、住所・氏名・生年月日・性別などが記載されていて、透かしなどの偽造防止技術も施されています。受け取った通知カードは大切に保管してください。

平成28年1月から交付される「個人番号カード」を受け取る際には、通知カードと引き換えになります。

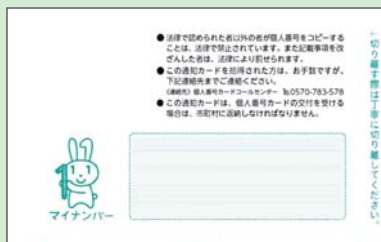
問合せ

○ 「通知カード」について：市民課

受付係 ④121

○ マイナンバーについて：総務課

総務係 ④347



▲通知カード裏面



▲通知カード表面